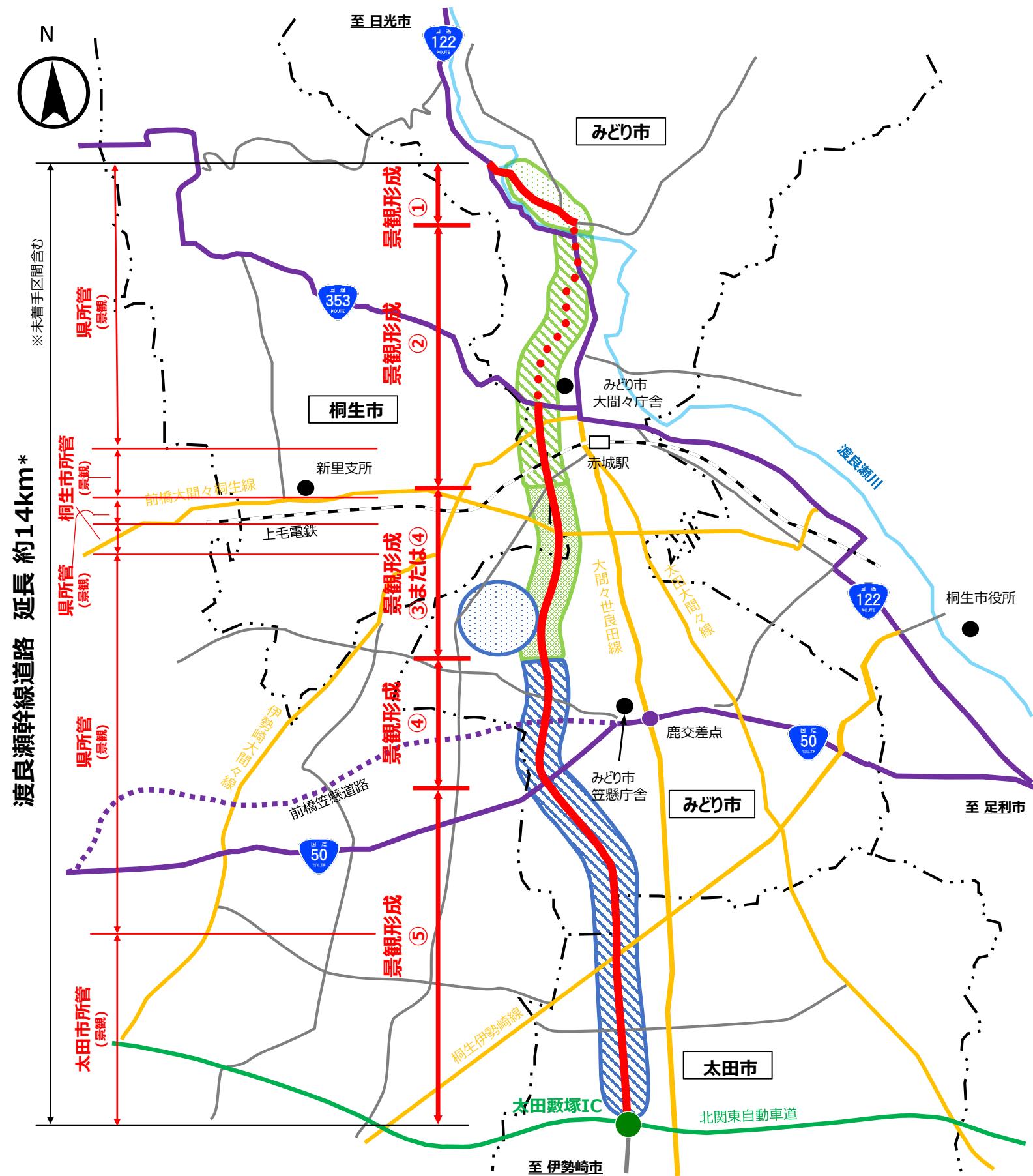


土地利用と景観形成の方針



土地利用

沿道は、市街化区域と市街化調整区域の別を定めていない「非線引き区域」です。各市が、土地利用の方針に応じ、必要な取り組みを定めます。

-  : 現況の土地利用を維持・保全する区域 (店舗*・工場等の立地制限を検討)
-  : 現況の土地利用を維持・保全する区域 (工場等の立地制限を検討)
-  : 現況の土地利用を維持・保全する区域 (店舗*等の立地制限を検討)
-  : 産業の集積を図るため、まとまりのある開発を促進する区域
-  : 産業の集積を図るため、まとまりのある開発を促進する区域 (無秩序な沿道開発を防ぐため、開発エリアのゾーニングを検討)

※周辺住民の日常生活に必要な小規模な店舗を除きます

景観形成

屋外広告物条例を所管する県又は沿道の各市が、地域区分に応じた適切な取組を進めます。

- ① : 山並みなどの良好な自然景観の保全、自然と調和した集落景観の維持
- ② : 周辺の土地利用や自然と調和した景観の形成
- ③ : 丘陵部の自然景観の保全、周辺の土地利用に応じた沿道景観の形成
- ④ : 周辺の土地利用に応じた沿道景観の形成
- ⑤ : 周辺環境と調和した田園・沿道景観の形成

--- : 市境

◎土地利用や景観形成の具体的な取組は、市民のみなさまのご意見をいただきながら進めます